

山梨県公報

第千九百八十六号

平成二十一年

十月五日

月 曜 日

目次

○山梨県土地利用基本計画の変更……………五五三
○道路の供用開始……………五五三

告示

山梨県告示第二百九十三号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十一年十月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 変更に係る事項

山梨県土地利用基本計画の農業地域の変更

二 変更内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県知事政策局に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年十月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月五日

山梨県知事 横 内 正 明

| | | | | | |
|-------|-----|---|---|--------------|-------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 (メートル) | 供用開始の 期日 |
|-------|-----|---|---|--------------|-------------|

| | | | | |
|----|--------|--|-------|------------|
| 県道 | 市之蔵山梨線 | 山梨市上神内川字東小路七一〇番の一地先から山梨市上神内川字牛起三〇七番の一七地先まで | 四〇六・〇 | 平成二十一年十月五日 |
|----|--------|--|-------|------------|

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番